

議案第 2 4 号

北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

北広島市職員の給与に関する条例(昭和26年広島村条例第7号)、北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年北広島市条例第43号)、北広島市特別職の給与に関する条例(昭和28年広島村条例第3号)及び北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和55年広島町条例第2号)の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和4年3月18日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

令和3年人事院勧告及び諸情勢を踏まえ職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものです。

北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北広島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北広島市職員の給与に関する条例(昭和26年広島村条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第14条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(管理職員にあっては、<u>100分の100</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第14条の2 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略</p>

(北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年北広島市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第14条の2第2項</td> <td>100分の120 100分の162.5</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	第14条の2第2項	100分の120 100分の162.5	略	略	<p>(給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>第14条の2第2項</td> <td>100分の127.5 100分の167.5</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	略	略	第14条の2第2項	100分の127.5 100分の167.5	略	略
略	略												
第14条の2第2項	100分の120 100分の162.5												
略	略												
略	略												
第14条の2第2項	100分の127.5 100分の167.5												
略	略												

(北広島市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第3条 北広島市特別職の給与に関する条例(昭和28年広島村条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略 2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>第3条 略 2 前項の規定による期末手当の支給額は、給料月額及びその給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>

(北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和55年広島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在(任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた者にあつては、任期満了、辞職又は死亡若しくは議会の解散により議員の職を離れた日現在)において受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の北広島市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第14条の2第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、北広島市職員の給与に関する条例(第1号において「給与条例」という。)第14条の2第4項から第6項まで(北広島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年広島町条例第2号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の北広島市特別職の給与に関する条例第3条第2項及び第4条の規定による改正後の北広島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。))をいう。次号において同じ。))以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - イ 新給与条例第14条の2第2項に規定する管理職員(次号イにおいて「管理職員」という。) 107.5分の15
 - ウ 北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10
 - (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
 - ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
 - イ 管理職員 62.5分の10
 - (3) 北広島市特別職の給与に関する条例第1条に規定する市長等 167.5分の10

(4) 議会議員 167.5分の10

- 3 令和3年12月に北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年広島町条例第15号)その他の規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるのは、「北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年広島町条例第15号)の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」とする。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
(北広島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 北広島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年北広島市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 略 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>3 <u>会計年度任用職員のうち、令和3年12月に給与条例その他北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年北広島市条例第 号)附則第3項に規定する規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対して令和4年6月に支給する期末手当についての第16条第1項の規定の適用については、同項中「第14条の4まで」とあるのは、「第14条の4まで並びに北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年北広島市条例第 号)附則第3項の規定により読み替えて適用する同条例附則第2項」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 略</p>

議案第 25 号

令和 3 年度北広島市一般会計補正予算（第 20 号）

令和 3 年度北広島市の一般会計補正予算（第 20 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 196,050 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,059,836 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 3 月 18 日提出

北広島市長 上野 正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		424,242	196,050	620,292
	1 基金繰入金	424,242	196,050	620,292
歳入合計		34,863,786	196,050	35,059,836

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		7,311,275	196,050	7,507,325
	2 道路橋梁費	6,029,806	196,050	6,225,856
歳 出	合 計	34,863,786	196,050	35,059,836

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
6 商工労働費	1 商工費	感染防止対策協力支援金支給事業	260,808
7 土木費	2 道路橋梁費	東西連絡橋管理経費(ドーム部修繕経費)	6,050

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位:千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
市道維持及び除雪委託	令和3年度から 令和4年度まで 2年間以内	925,577	令和3年度から 令和4年度まで 2年間以内	1,115,577

令和3年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第20号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	424,242	196,050	620,292
歳入合計	34,863,786	196,050	35,059,836

歳入

20款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
12 財政調整基金繰入金	307,614	196,050	503,664
計	424,242	196,050	620,292

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金 繰入金	196,050	財政調整基金とりくずし 196,050

総括

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
7 土木費	7,311,275	196,050	7,507,325
歳出合計	34,863,786	196,050	35,059,836

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	196,050
0	0	0	196,050

歳出

7款 土木費

21項 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 除雪費	963,542	190,000	1,153,542		0		190,000
4 東西連絡橋 管理費	47,778	6,050	53,828		0		6,050
計	6,029,806	196,050	6,225,856		0		196,050

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	190,000	除雪対策経費 委託料 施設等維持管理委託	190,000 190,000 190,000
10 需用費	6,050	東西連絡橋管理経費 需用費	6,050 6,050

債務負担行為に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年未までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
市道維持及び除雪委託	1,115,577	-	-	令和3 ~ 令和4	1,115,577	88,000			1,027,577